

<第9期計画期間の第1号被保険者保険料（介護保険料）の段階設定>

介護保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じた保険料率を設定しています。

第9期計画期間の介護保険料は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、国の示す標準段階等が見直されたため、それを踏まえて13段階へと変更し、下表のように設定しました。低所得者の保険料率を引き下げ（第1段階～第3段階でマイナス0.015倍）、第8期までの第8段階、第9段階に該当する階層を第8～13段階までに多段階化し、保険料率の上限を2.4倍まで引き上げました（第8期上限は2.0倍）。

（下表）

第9期（2024年度～2026年度）					
所得段階	保険料率	対象者		保険料 (年額)	
第1段階	0.285	本人非課税	世帯全員非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 課税年金収入と所得の合計80万円以下の方	17,100円
第2段階	0.385			課税年金収入と所得の合計120万円以下の方	23,200円
第3段階	0.685			課税年金収入と所得の合計120万円を超える方	41,300円
第4段階	0.9	本人非課税	世帯に課税者あり	課税年金収入と所得の合計80万円以下の方	54,200円
第5段階	1.0			課税年金収入と所得の合計80万円を超える方	60,300円
第6段階	1.2	本人課税		合計所得金額125万円未満の方	72,300円
第7段階	1.5			合計所得金額125万円以上200万円未満の方	90,400円
第8段階	1.8			合計所得金額200万円以上320万円未満の方	108,500円
第9段階	2.0			合計所得金額320万円以上400万円未満の方	120,600円
第10段階	2.1			合計所得金額400万円以上520万円未満の方	126,600円
第11段階	2.2			合計所得金額520万円以上620万円未満の方	132,600円
第12段階	2.3			合計所得金額620万円以上720万円未満の方	138,600円
第13段階	2.4	合計所得金額720万円以上の方	144,700円		